法第６条（確認申請）第１項の区分、添付図書、手数料

法第６条第１項の区分

法第６条第１項に規定する建築物の区分等は、次による。

① 第１号建築物（増築後及び用途変更後において第１号建築物となるものを含む。）の区分は、敷地単位による。

ただし、法第１２条においては、棟単位による。

② 第２号又は第３号建築物（増築後において用途的、機能的及び構造的に一体となって第２号又は第３号建築物となるものを含む。）の区分は、棟単位による。

③ 大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は、当該工事を行う建築物に対して第１号から第４号までの区分を適用する。

④ 号数が重複する場合は、より数値の小さい号数を適用する。

⑤ 確認申請書（建築物）第３面８．の「主要用途」は、敷地単位の用途を記載する。